

常総市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年4月 策定

令和元年7月 改定

常総市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携し、通学路における交通安全の確保を目的とした関係機関合同による緊急合同点検を実施するよう全国自治体に要請がありました。

これを受けて、平成24年7月に各小学校の通学路、平成25年8月に各中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な安全対策について協議しました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制や合同点検の実施方法などをまとめた「常総市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. プログラムの推進体制

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「常総市通学路安全推進会議」により、安全対策の推進を図っていきます。

- ・常総市小中学校教頭会
- ・常総市 PTA 連絡協議会
- ・重点校学校関係者
- ・茨城県常総警察署
- ・茨城県常総工事事務所
- ・常総市生活環境課
- ・常総市道路課
- ・常総市教育委員会学校教育課

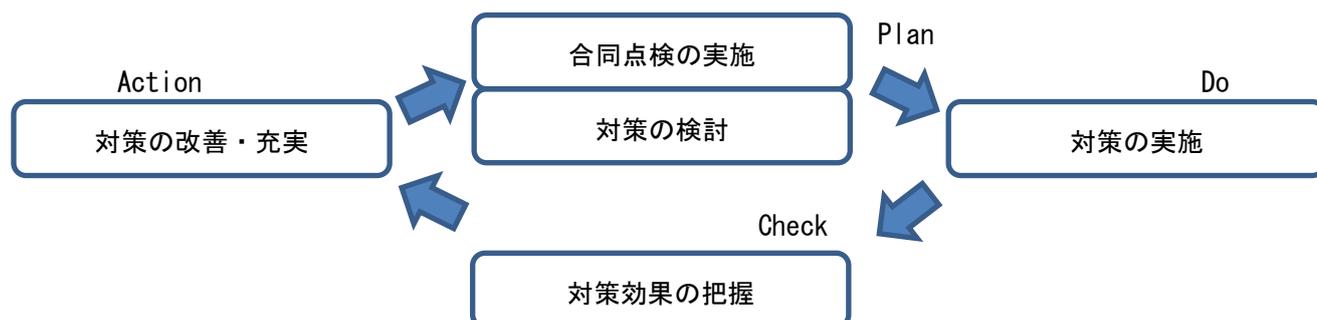
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後についても対策効果の把握を行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検の実施

①合同点検の実施時期等

- ・市内の小学校と中学校の通学路を、鬼怒川を境に川東地区と川西地区に分け、平成 27 年度は川東地区、平成 28 年度は川西地区の合同点検を実施し、以後、川東地区と川西地区を交互に年 1 回実施します。
- ・各小中学校から通学路の危険箇所を教育委員会へ報告します。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、各小中学校から提出された危険箇所を教育委員会において精査し、常総市通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、夏期に合同点検を実施します。
- ・夏期以外にも、学校や地域から合同点検の要請があった場合には随時実施します。
- ・学校で地域の方、学校関係者及び関係機関で独自に合同点検を実施している場合には、その時期にあわせて合同点検を実施します。

②合同点検の体制

- ・各学校の担当教諭、各学校の PTA 役員、警察、道路管理者、市役所関係課、教育委員会が参加する合同点検を、小中学校ごとに行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図りながら計画的に実施します。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、各小中学校を通じて、対策効果の把握を行います。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に図ります。

(7) 年間スケジュール

通学路安全確保のための年間スケジュールは、別紙のとおりです。

4. 対策一覧表、箇所図の配布

小中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、関係者に配布します。